

遊具設置に関する仕様書

1. 工事名：令和 8 年度太子町都市公園等遊具設置工事

2. 工事箇所：聖和台第 1 公園 大阪府南河内郡太子町聖和台 4 丁目 1 0
 中山第 2 公園 大阪府南河内郡太子町大字山田 8 2 3 - 1 0 5
 葵公園 大阪府南河内郡太子町大字山田 7 8 9 - 7

3. 工 期：契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

4. 総工事価格：4, 5 9 9, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5. 遊具設置に関する仕様

【一般事項】

- ・遊具の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準」（社）日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ・遊具の対象年齢は 3 ～ 1 2 歳とする。
- ・領域により対象年齢を分ける場合は、対象年齢の範囲がはっきりと判るように明示すること。
- ・低年齢児と高年齢児の混在を避ける工夫をすること。
- ・遊具使用者の動線に対して十分な配慮をすること。
- ・遊具使用者の安全性に配慮した配置とすること。
- ・配置計画に際しては、現地実測の上、安全領域を厳守すること。
- ・遊具の使用期間が長寿命化するように耐久性の優れたものとする。
- ・遊具は維持管理（交換・修理）がしやすい材質、構造とすること。
- ・支柱と地面の接地部分は、腐食しにくい構造とすること。
- ・遊具使用者の好奇心や挑戦意欲を刺激し、何度もチャレンジしたくなる遊具とすること。
- ・安全領域や動線を配慮した上で、単体遊具を追加する提案も可とする。
- ・周囲の景観にあったデザインとすること。
- ・小学生以下の子どもが直接係わり、身体を動かす機会が計画されるもの。
- ・全公園共に配置図等の CAD データはない。

【個別事項】

- ・聖和台公園は、基本的に撤去入替を原則とする。また、処分費も含むものとする。
- ・中山第 2 公園は、基本的に撤去入替を原則とする。また、処分費も含むものとする。
- ・葵公園は、基本的に撤去入替を原則とする。また処分費も含むものとする。
- ・砂場の既存活用又は、撤去新設については、提案の範囲で任意とする。但し、新設遊具との安全領域を考慮した配置計画とする。
- ・新規遊具については、必ずしも既存遊具を反映させる必要はない。

〈事例〉

既存）すべり台 1 台、シーソー 2 台 → 新設）ジャングルジム 1 台

- ・安全領域を確保するための植樹や植樹ブロックの撤去については可とする。
- ・今回設置する遊具に起因して生じた損害を賠償する保険（公園施設団体賠償責任保険〔同等保険可〕）に加入すること。
- ・提案した遊具が、建築物としてみなされる構造の場合、提案者の責任において、建築確認申請を行うこと。

【施工に関する事項】

- ・日・祝日は休工とする。
- ・現場より発生する建設副産物については、法令を遵守し適正に処分すること。
- ・工事用車両等の出入りがある時は、出入口に交通誘導員を配置し、通行者の安全を確保すること。又、工事区域は、ガードフェンス（H＝１８００）で囲い、第３者が工事区域内に立ち入る事ができないようにすること。

6. 工事関係提出書類

工事請負契約者は、指定期日までに関係の書類を提出しなければならない。

書 類 名	作 成 者	宛て名	部数	備 考
着 工 届	請 負 者	契約者の甲	1	着工の日
工事工程表	〃	〃	1	契約後 1 4 日以内
現場代理人等通知書	〃	〃	1	契約後遅滞なく
現場代理人等経歴書	本 人	〃	1	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更		1	契約後 1 5 日以内
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	竣工検査時
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	翌月 5 日まで
承 諾 書	使用する材料及び特殊工法すべて		1	その都度
材料確認書	工事に使用する資材		1	確認を受けるとき
段階確認書	出来形の確認等		1	〃
工事打合簿	現場代理人と監督職員と相互		1	〃
出来形管理関係図書	基礎・製品等		1	竣工検査時
品質管理関係図書	製品等		1	〃
材料納品伝票	設計、納品、使用の数量一覧表付		1	〃
工事写真帳	施工前後、出来形、状況等		1	監督員の指示する時点
完成通知書	請 負 者	契約書の甲	1	工事完成の日
引 渡 書	請 負 者	契約書の甲	1	検査終了後引渡し時
請 求 書	請 負 者	契約書の甲	1	請求しようとする日